入札時に提出する陳述書について

（お知らせ）

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法６５条の２、民事執行規則３８条７項、３１条の２）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室でお受け取りいただくか、ＢＩＴ（https://www.bit.courts.go.jp/）のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室（０７９－２８１－３５０５）までお問い合わせください。

令和　６年（ケ）第　　１３８号

期　間　入　札　の　公　告

令和　７年１１月１８日
神戸地方裁判所姫路支部競売係
裁判所書記官　西　　眞庸夏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　７年１２月　４日から 令和　７年１２月１１日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　７年１２月１７日　午前１０時００分 神戸地方裁判所姫路支部売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　８年　１月１４日　午後　１時００分 神戸地方裁判所姫路支部競売係
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　７年１１月１８日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和６年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8, 470, 000 6, 776, 000	一括	1, 694, 000	186, 670	0
1	3, 790, 000				
2	4, 680, 000				
備考					

物　件　目　録

１　所　　在　　高砂市松陽三丁目

　　地　　番　　１２番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　５８７．００平方メートル

２　所　　在　　高砂市松陽三丁目１２番地１

　　家屋　番号　　１２番１

　　種　　類　　店舗

　　構　　造　　鉄骨造セメント瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　１３２．０３平方メートル
　　２階　　７７．６８平方メートル

（現況）

　　種　　類　　店舗・住居

　　床　面　積　　１階　　約１４６．０３平方メートル
　　２階　　約８１．６８平方メートル

令和　6年（ケ）第　　138号

物　件　明　細　書

令和　7年　9月18日
神戸地方裁判所姫路支部競売係
裁判所書記官　西　　眞庸夏

1　不動産の表示
【物件番号1，2】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1，2】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

11

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　６年（ケ）第　　１３８号

物　件　目　録

１　所　　在　　高砂市松陽三丁目

　　地　　番　　１２番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　５８７．００平方メートル

２　所　　在　　高砂市松陽三丁目１２番地１

　　家屋　番号　　１２番１

　　種　　類　　店舗

　　構　　造　　鉄骨造セメント瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　１３２．０３平方メートル
　　２階　　７７．６８平方メートル

（現況）

　　種　　類　　店舗・住居

　　床　面　積　　１階　　約１４６．０３平方メートル
　　２階　　約８１．６８平方メートル

令和６年(ケ)第　１３８号
令和７年　６月３０日受理
令和７年　８月　５日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所姫路支部
執行官　吉　田　誠　之

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　６年（ケ）第　　１３８号

物　件　目　録

１　所　　在　　高砂市松陽三丁目

　　地　　番　　１２番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　５８７．００平方メートル

２　所　　在　　高砂市松陽三丁目１２番地１

　　家屋　番号　　１２番１

　　種　　類　　店舗

　　構　　造　　鉄骨造セメント瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　１３２．０３平方メートル
　　２階　　７７．６８平方メートル

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（高砂市松陽三丁目１２番地の１）
土地	物件　1
現況地目	■宅地（物件１　　）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■物件配置略図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件　2
種類、構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる（■主である建物　□附属建物） ■種　類：店舗・住居 □構　造： ■床面積：１階　約１４６．０３㎡（未登記増築部分約１４㎡） ２階　約　８１．６８㎡（未登記増築部分約　４㎡）
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　□その他の者 上記の者が本建物を店舗・住居（空き家）として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　平成　年（　）第　号 保管開始日　平成　年　月　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■物件配置略図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 本件不動産の状況等

1　表札等の表示

本件土地の北側に店舗名の「明日香」の看板が、本件建物の北側壁面にも「明日香」の表示がある。

2　物件１の土地（本件土地）の状況等

⑴　本件土地の状況は、以下に記載の状況のほか関係人の陳述、添付図面及び添付写真のとおり、本件建物の敷地及び店舗用駐車場として利用されている。

⑵　土地の周辺には境界標識等は見受けられず隣接地との境界は不分明であるが、公図、建物図面、土地の状況に基づき一部を概測したところによれば、土地の形状はおよそ物件配置略図のとおりである。物件配置略図は、公図、建物図面と西側の形状が若干相違するが、現況では物件配置略図のとおりと認めた。

本件土地の地積及び周辺隣接地との境界については、隣接土地所有者の立会の下で、専門家による測量等により確定する必要がある。

⑶　本件土地の北側水路に掛かる通路橋について、関係人の陳述のとおり、現在、占用使用の許可がない状態であるので、買受人は占用使用の許可手続を取る必要があるところ、評価人の調査、現地での概測によれば、通路橋の間口は約５．５メートルであるので、占用使用料が発生するものと思われる。

⑷　駐車場部分には、時折、近隣の者が自動車を駐めている模様である。

3　物件２の建物（本件建物）の状況等

⑴　本件建物の状況は、以下に記載の状況のほか添付図面及び添付写真のとおりである。

⑵　立入調査を行ったところ、ライフラインは停止され、添付写真のとおり１階店舗部分にはテーブルや椅子、レジカウンター、厨房のシンク、作業台、業務用冷凍庫、業務用冷蔵庫等が大量に残置されている。２階居宅部分には家財道具が残置されているが、１階、２階とも長期間使用、居住のない状況と認めた。

占有状況としては、郵便受内認められた亡Ａ宛の郵便物、室内にあった亡Ａの表札、上記の状況から２枚目記載のとおりで、債務者兼所有者が動産を残置した空き店舗、空き家の状態で占有しているものと認めた。その他に第三者による占有を示すものは認められなかった。

⑶　建物の状態は、外壁にはクラックがあり、店舗入口付近の庇には雨漏りによると思われる腐食、抜け落ちがあり、南側外階段は腐食が激しくたわみがある。建物内には雨漏り等は見受けられなかったが、建物全体の保守管理状態は悪いものと認めた。

⑷　建物の外観目視、立入調査により建物図面との照合を行ったところ、建物と建物図面に不一致が認められたので、概測を行ったところ、２枚目記載のとおり１階南側と２階玄関の北側に未登記増築部分が認められた（別紙建物間取図の網掛け部分）。２階の未登記増築部分は、建物図面各階平面図の２階部分に表示されている吹抜部分で、洋室に改築されている。この洋室には出入口がない。

4　本件土地の北側にある店舗名が表示された看板は、土地に定着性のある工作物と認めた。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等（要旨）
■高砂市土木総務課明示審査係担当者	1　本件土地の北側にある高砂市の水路に掛けられている通路橋について、令和５年３月までは占用使用の更新手続がなされていましたが、それ以降は更新手続がなされていません。 　本件通路橋の間口が４メートル以下での届出であったので、占用使用料は免除されていました。 　本件不動産の買受人は、当該水路の占用使用の許可手続が必要です。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年7月2日（水） 14：30－14：36	神戸地方法務局 加古川支局	公図等閲覧、登記事項証明書交付申請
7年7月2日（水） 15：40－16：03	物件所在地	物件確認・物件調査、写真撮影、占有者不在連絡文書投函
7年7月14日（月） 15：48－15：55	高砂市土木総務課明示審査係	水路占用使用調査
7年7月16日（水） 9：40－10：50	物件所在地	物件調査、立入調査、写真撮影、評価人と同行
7年月日（） ：－：		
7年月日（） ：－：		
7年月日（） ：－：		

（特記事項）

□　令和　7年　　月　　日

本日まで居住者からの連絡はなく、目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■　令和　7年　7月16日

目的物件は施錠されていたので、立会人　B　を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　7年　　月　　日

休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

請求部分	所在	高砂市松陽三丁目				地番	12番1		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	V	分類	地図に準ずる図面	種類	土地改良所在図
作成年月日				備付年月日(原図)	昭和42年10月11日	補記事項			

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

請求番号：34-1
(1/1)

(6 枚目)

公用

公用

登記年月日：昭和60年5月14日

60.5.14 ~~各階平面図~~

2-1

建物図面 ~~各階平面図~~

家屋番号	１２番１
建物の所在	高砂市松陽３丁目１２番地１

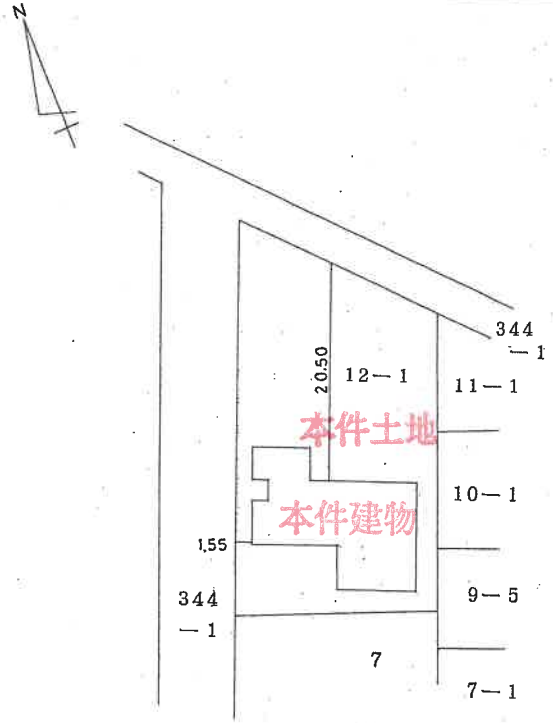

作製者	土地家屋調査 [redacted] 0年５月13日作製)	縮尺	1/

(弘文堂印刷納)

申請人	[redacted]	縮尺	1/500

551298

本図面はＡ３版をＡ４版に縮小したものである

(7枚目)

請求番号：34-2

(1/2)

公用

登記年月日：昭和60年5月14日

60.5.14

各階平面図

家屋番号	１２番１
建物の所在	高砂市松陽３丁目１２番地１

~~建物図面~~ 各階平面図

2-2

１階

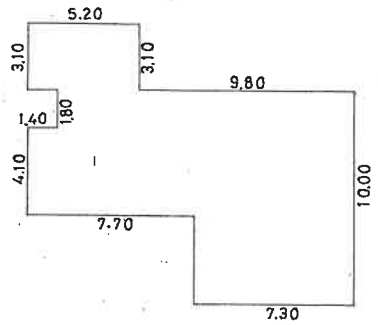

求積

1.40×	3.10=	4.3400
1.40×	4.10=	5.7400
3.80×	9.00=	34.2000
2.50×	5.90=	14.7500
7.30×	10.00=	73.0000
計		132.0300㎡

２階

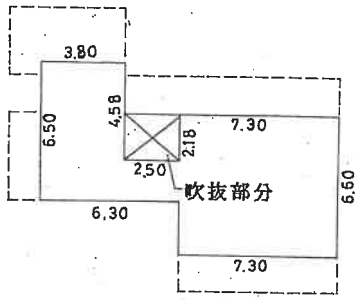

求積

3.80×	6.50=	24.7000
2.50×	1.92=	4.8000
7.30×	6.60=	48.1800
計		77.6800㎡

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

作製者	[redacted]	縮尺	1/250
	0年 5月13日作製)		

(弘文堂印刷株式会社)

申請人	[redacted]	縮尺	1/250

551299

(8枚目)

請求番号：34-2

(2/2)

4

物件配置略図

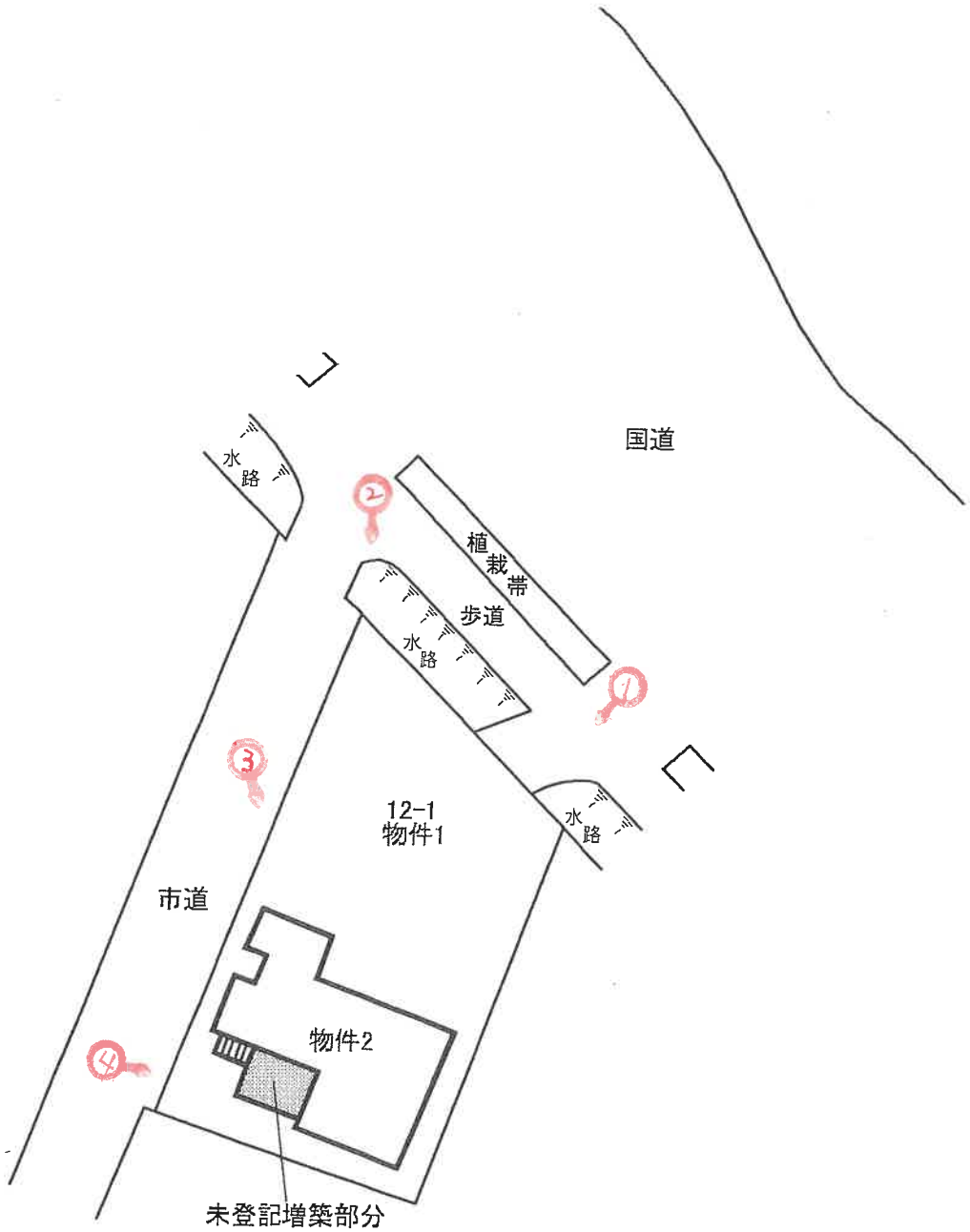

令和６年(ケ)第138号

(←○は写真撮影位置および方向)

(9 枚目)

建物間取図

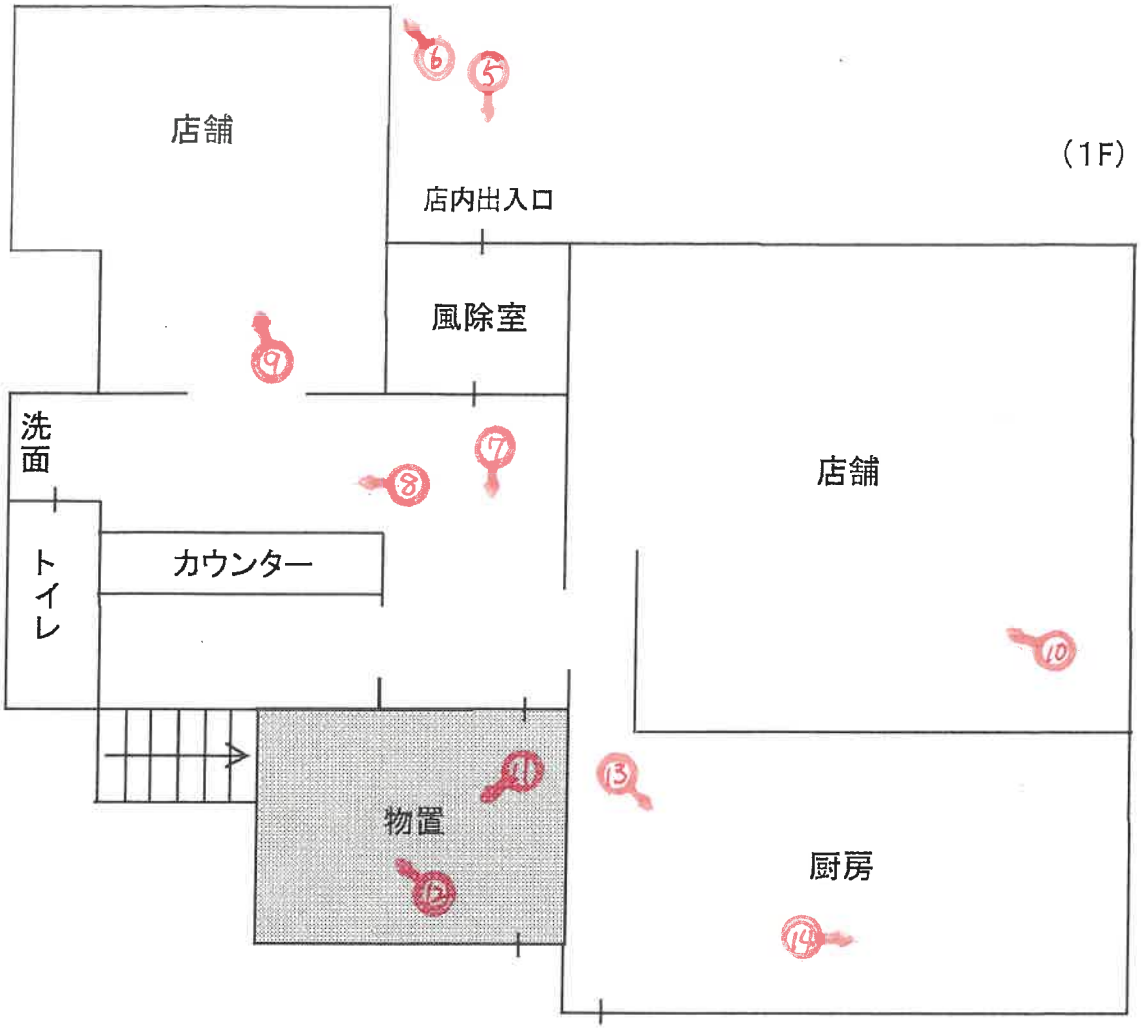

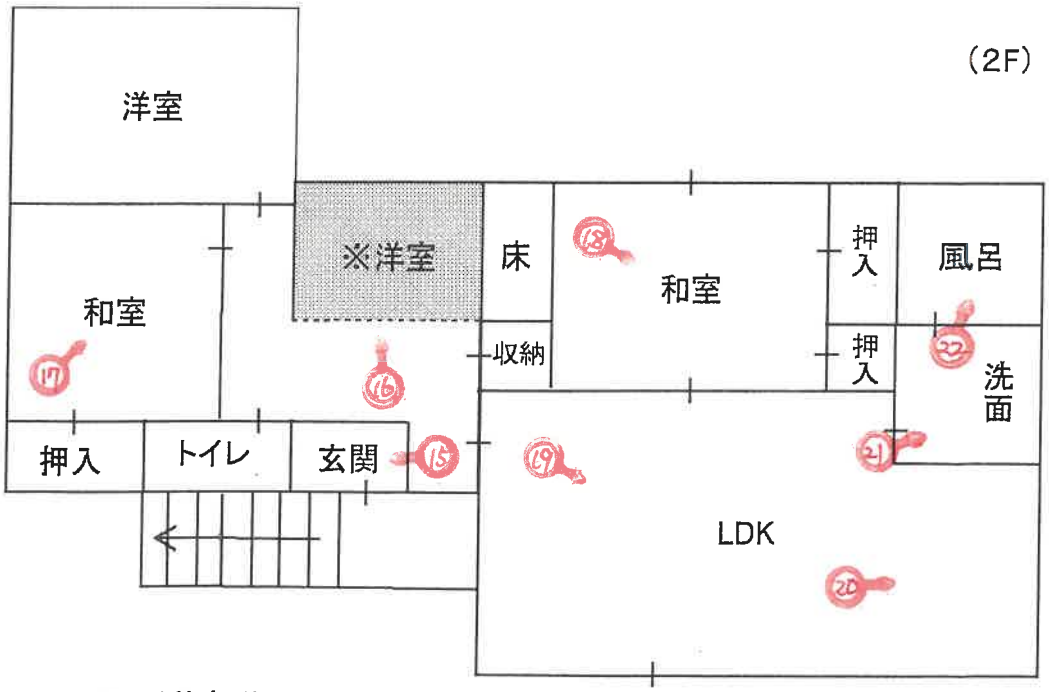

▒・・・未登記増築部分

※出入口ドアなし

令和６年(ケ)第138号

(←○は写真撮影位置および方向)

(10 枚目)

写真 ①

写真 ②

写真 ③

写真　④

写真　⑤

1階店舗　入口付近の庇の抜け落ち　写真　⑥

写真 ⑦

写真 ⑧

写真 ⑨

写真 ⑩

1階 未登記増築部分　　写真 ⑪

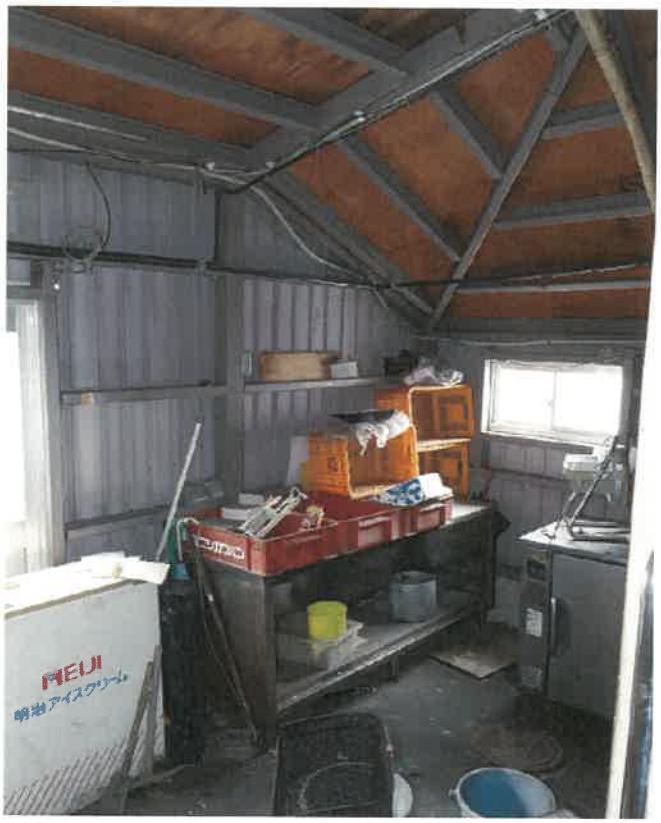

南側外階段の腐食　　写真 ⑫

写真 ⑬

写真 ⑭

写真 ⑮

写真 ⑯

2階　未登記増築部分
（元吹抜部分）

写真 ⑰

写真 ⑱

写真 ⑲

写真 ⑳

写真 ㉑

写真 ㉒

令和 6 年 （ケ） 第 138 号
令和 7 年 7 月 16 日 現地調査
令和 7 年 7 月 31 日 評　　価

神戸地方裁判所
姫路支部　御中

評　　価　　書

評価人　　不動産鑑定士

一色 かつみ

第１　評価額

一　括　価　格	
金8,470,000円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金3,790,000円
物件２（建物）	金4,680,000円

１　一括価格は、物件１・２の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１の内訳価格は物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	下記特記事項のとおり
	特記事項		
	物件２の現況は以下のとおり。構造は概ね公簿に同じ 種　類・・・店舗・居宅 床面積・・・１階 約１４６．０３㎡（約１４㎡増築） ２階　約８１．６８㎡（約４㎡増築）		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１）

位置・交通	山陽電鉄線　伊保駅の北方　約1.8ｋｍ（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付近の状況	事業所や店舗のほか、戸建住宅も見られる混在地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 指定なし 60％ 200％ 防火指定なし ―
画地条件	規模　587.00　㎡の　ほぼ台形地 間口×奥行　約37m×約18m	
接面道路の状況	西側　約6.7m市道 北側　約30m国道　（※下記特記事項参照）	
土地の利用状況等	物件１は物件２建物の敷地	
供給処理施設	上水道　あり ガス配管　なし 下水道　なし （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特記事項	・市街化調整区域につき、継続使用の可否、再建築の可否等は、関係機関との協議を要する。 ・北側の国道とは、幅３m程度の水路が介在する。現況は幅５．５m程度で架橋しており、国道からの出入が可能な状態にある。高砂市役所土木総務課明示審査係によると、現在は水路占用許可は出ていない。使用する際は、使用する者が“法定外公共物使用等”の許可を得る必要がある。費用については、間口４mを超えると、超えた部分に年間使用料７４０円/㎡が必要とのことである。	

2　建物の概況及び利用状況等　（物件２）

区　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）　昭和60年5月10日 新築 経過年数　40 年程度 経済的残存耐用年数　－ 年程度 ※目的建物は経済的耐用年数をほぼ満了している。
仕　様	構　造　：　鉄骨造 屋　根　：　セメント瓦葺 外　壁　：　吹付等 内　壁　：　クロス・合板等 天　井　：　ボード・合板等 床　：　コンクリート・タイルカーペット・フローリング・タタミ等 設　備　：　特にない その他：　特にない
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途：　店舗・居宅 間取り：附属資料建物間取図のとおり
品　等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特記事項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・外壁には複数のクラック、２階の床の沈み込み、外階段の腐食、店舗入口付近の庇の腐食が認められる。また１階トイレのタンクは外されている。店舗水回りや住宅設備等については、正常に機能するか否か不明である。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

(1)　建付地価格（物件１）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番　号	標準画地価格（円/㎡）ア	個別格差 イ	地　積（㎡）ウ	建付減価 エ	建付地価格（円）ア×イ×ウ×エ
1	29,300	1.00	587.00	0.90	15,480,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示　（高砂９－３）

公示価格等(円/㎡) 時点修正　標準化補正　地域格差　標準画地価格(円/㎡)

35,100 × 100/ 100 × 100/ 100 × 100/ 120 ≒ 29,300

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：不 要（1.00）

◇地域格差：　街路条件　接近条件　環境条件　行政条件　格差率

100/ 103 × 100/ 106 × 100/ 100 × 100/ 110 ≒ 100/ 120

イ 個別格差：形状、角地、水路介在等（1.00）

ウ 地　　積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2)　建物価格（物件２）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番　号	再調達原価（円/㎡）ア	現況延床面積（㎡）イ	現価率 ウ	建物価格（円）ア×イ×ウ
2	160,000	約　227.71	0.05	1,820,000

ウ 現価率

対象建物は既に経済的耐用年数を満了しており、その経済価値は残価率(5%)程度と判定される。

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1)　土地利用権等価格

番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	15,480,000	0.50	法定地上権	7,740,000

(2)　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格（円） ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円） イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円） (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	15,480,000	-7,740,000		0.70	0.70	3,790,000
2	1,820,000	+7,740,000	1.00	0.70	0.70	4,680,000
一括価格（合計）						8,470,000

ウ 占有減価修正：　必要なし

エ 市場性修正：　需要の弱い市街化調整区域内の老朽化した店舗であること等を考慮した。

オ 競売市場修正：　評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

１　地価公示価格等　（高砂９－３）

所　　在：高砂市曽根町字砂川８８９番外

価　　格：35,100円/㎡

位　　置：ＪＲ線「曽根」駅より道路距離1.1ｋｍ

価格時点：令和７年１月１日

地　　積：3,679㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接面街路：西側幅員10.5m国道に接面

用途指定等：準工業地域（建ぺい率60%，容積率200%）

地域の概要：中小規模の工場が建ち並ぶ工業地域

２　固定資産税評価額（令和6年度）

物件１：　12,162,640円

物件２：　4,819,811円

第７　附属資料

１　対象不動産及び地価公示地等の位置図
２　公図写
３　建物図面・各階平面図写
４　物件配置略図
５　建物間取図
６　現況写真

以　上

令和　６年（ケ）第　　１３８号

物　件　目　録

１　所　　在　　高砂市松陽三丁目

　　地　　番　　１２番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　５８７．００平方メートル

２　所　　在　　高砂市松陽三丁目１２番地１

　　家屋　番号　　１２番１

　　種　　類　　店舗

　　構　　造　　鉄骨造セメント瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　１３２．０３平方メートル
　　２階　　７７．６８平方メートル

地理院地図
GSI Maps

位 置 図

＊国土地理院地図データを基に加筆・作成した。

公 図 写

(注) 地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

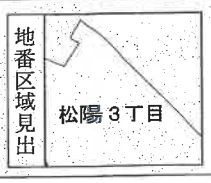

請求部分	所　在	高砂市松陽三丁目					地　番	12番1	
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	V	分類	地図に準ずる図面	種類	土地改良所在図
作成年月日				備付年月日(原図)	昭和42年10月11日			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A3版をA4版に縮小

令和6年12月6日
神戸地方法務局加古川支局
登記官

[redacted]

請求番号：31-1
(1/1)

登記年月日：昭和60年5月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年12月6日　神戸地方法務局加古川支局　登記官

[redacted]

60.5.14　~~各階平面図~~

家屋番号	12番1
建物の所在	高砂市松陽3丁目12番地1

建物図面　2-1

~~各階平面図~~

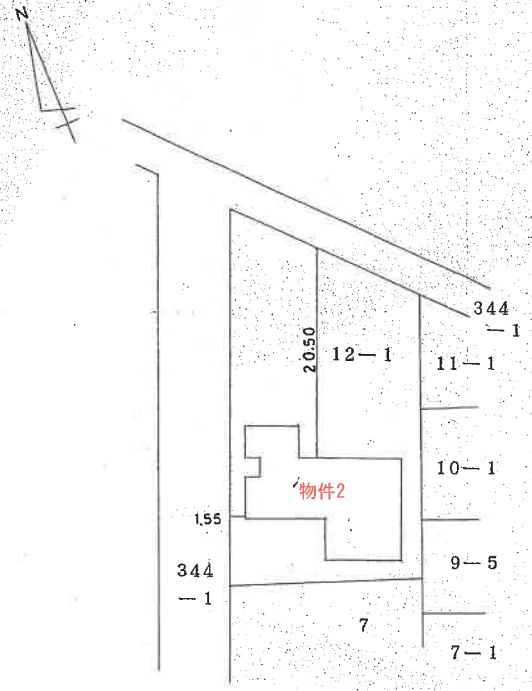

作製者	[redacted]	0年5月13日作製)	縮尺	1/

(弘文堂印刷納)

申請人	[redacted]	縮尺	1/500

551298

請求番号：31-2　(1/2)

A3版をA4版に縮小

登記年月日：昭和60年5月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年12月6日　神戸地方法務局加古川支局　登記官

[redacted]

60.5.14　各階平面図

2-2

家屋番号	12番1
建物の所在	高砂市松陽3丁目12番地1

~~建物図面~~
各階平面図

1階

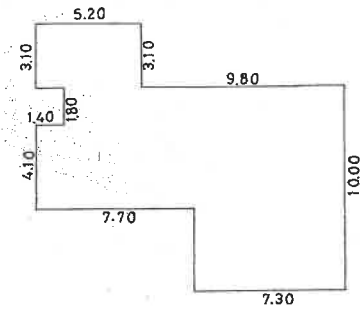

求積

1.40× 3.10=	4.3400
1.40× 4.10=	5.7400
3.80× 9.00=	34.2000
2.50× 5.90=	14.7500
7.30×10.00=	73.0000
計	132.0300 m²

2階

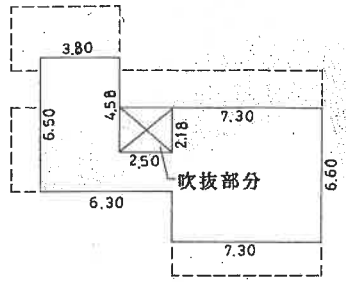

求積

3.80× 6.50=	24.7000
2.50× 1.92=	4.8000
7.30× 6.60=	48.1800
計	77.6800 m²

作製者	[redacted]	縮尺	1/250	申請人	[redacted]	縮尺	1/250

年 5月13日作製)

(弘文堂印刷納)

551299

請求番号：31-2　(2/2)

A3版をA4版に縮小

4

物件配置略図

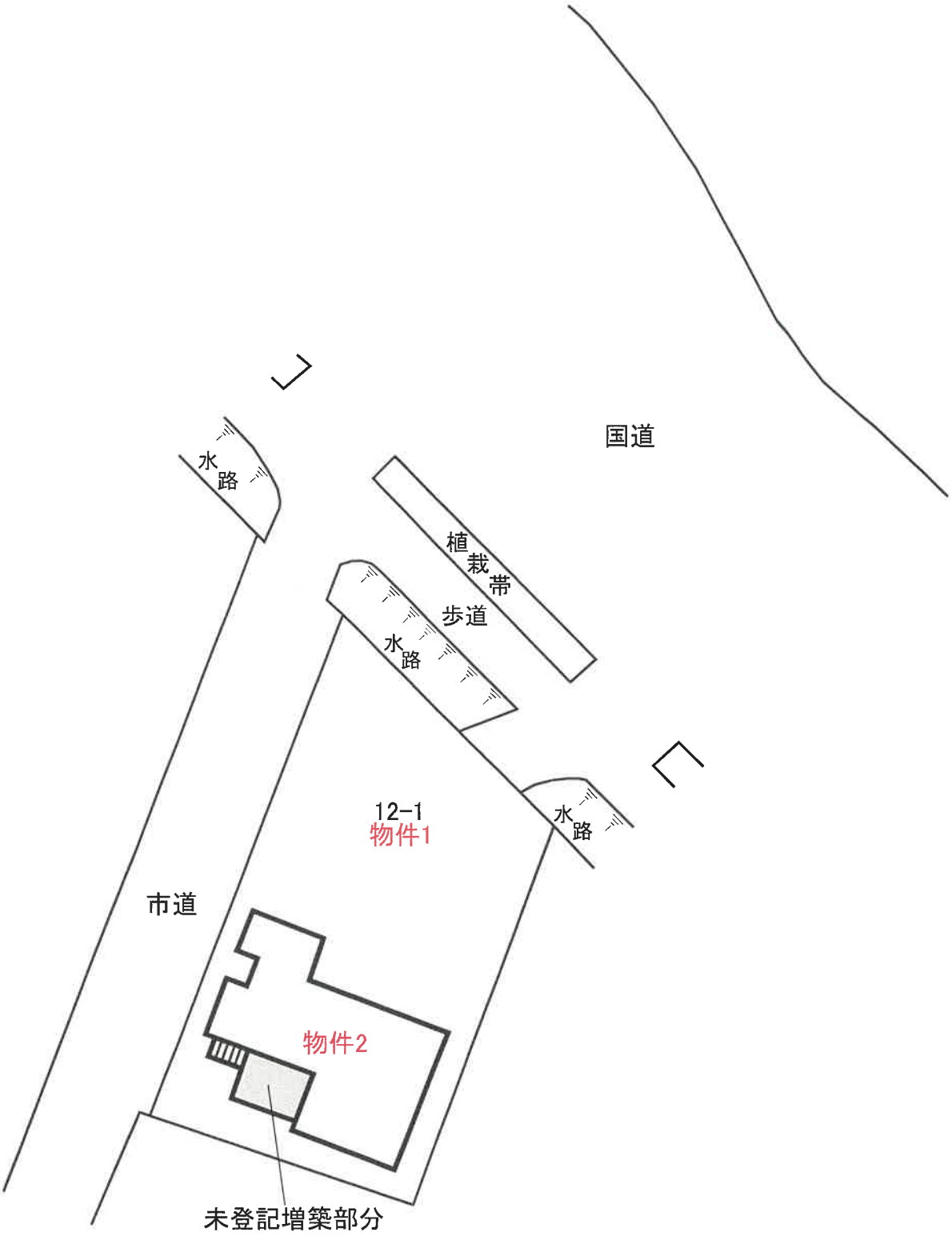

令和６年(ケ)第138号

建物間取図

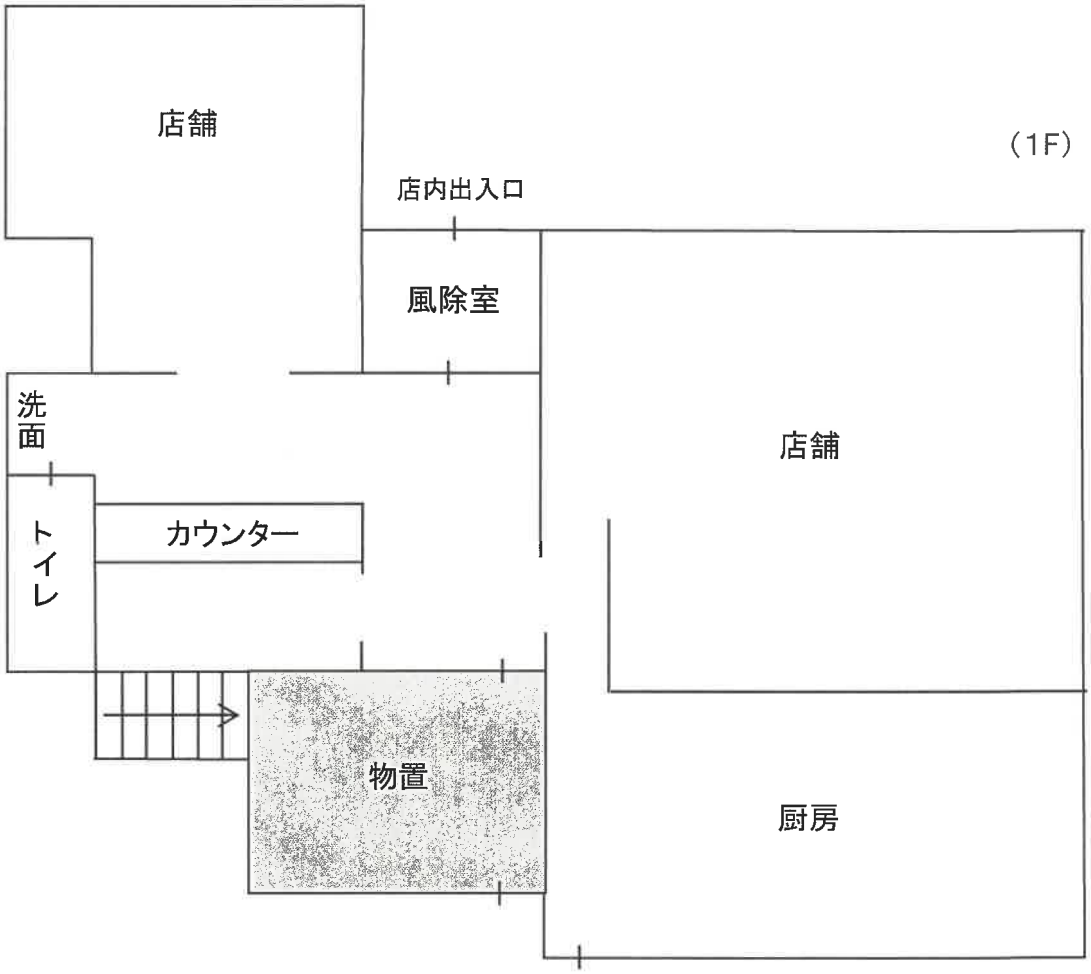

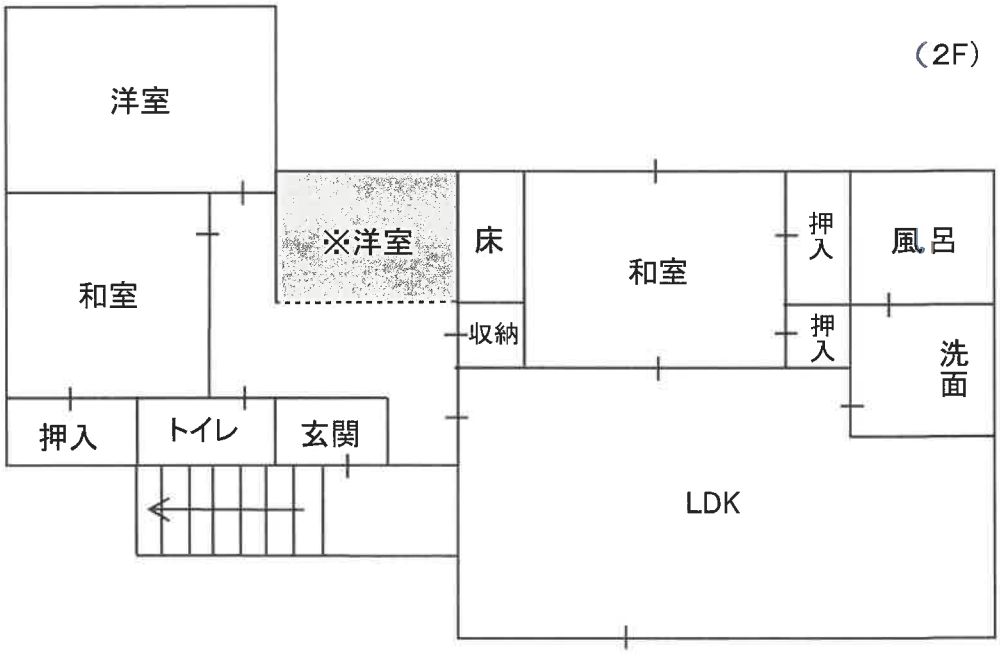

・・・未登記増築部分

※出入口ドアなし

令和６年（ケ）第138号

現況写真

物件2

物件2